

見える化要件に基づき、特定加算の取得状況を報告し、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を揭示致します

区分	職場環境等要件項目	当法人としての取組み
入職促進に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築</li> <li>・職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施</li> </ul>	採用において、経験、未経験は問わない。希望すれば職場体験後の入職も可能。法人として地域行事（夏まつりや健康講座等）にも参加している。
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動</li> <li>・上位担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保</li> </ul>	研修計画を作成し、研修計画に基づいた研修受講を行っている。 人事評価結果に対する上位評価者によるフィードバック面接を実施し、職員の成長を促している。
両立支援・多様な働き方の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備</li> <li>・有給休暇が取得しやすい環境の整備</li> <li>・業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実</li> </ul>	事業所内に託児施設を設け、職種を問わず預けることが可能。有給休暇の申し出があれば、なるべく取得できるよう勤務表作成時に配慮している。育児休業等の相談窓口は事務部長とし、メンタルヘルス等の相談窓口として、地域連携・医療相談室のソーシャルワーカーを設置している。
腰痛を含む心身の健康管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施</li> </ul>	年1回の健康診断、ストレスチェックについては、短時間労働者であっても受診可能とし、職員の休憩室を設け、健康管理に配慮している。
生産性向上のための業務改善の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・5S活動（業務管理の手法の1つ。整理・整顿・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備</li> </ul>	5S活動を推進し、職場環境改善を図る機会を設けている。
やりがい・働きがいの醸成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善</li> </ul>	毎月1回の定期開催、その他にも臨時に職場内ミーティングを実施し、職員の意見をケア内容に反映させている。

以上